

# 「中小企業開発銀行法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 中小企業開発銀行法

(前文省略)

### 第一条

本法令を「仏歴二五四五年タイ国中小企業開発銀行法令(プララーチャバンヤット・タナカーン・パタナー・ウィサーハキット・カナード・クラーン・レ・カナード・ヨーム・ヘン・プラテートタイ)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二〇〇二年一月一九日]

### 第三条

仏歴二五三四年小規模産業金融公社法令を廃止する。

### 第四条

本法令において、

「銀行(タナカーン)」とは、タイ国中小企業開発銀行を意味する。

「中小企業(ウィサーハキット・カナード・クラーン・レ・カナード・ヨーム)」とは、理事会が定めた数量もしくはその他の条件に基づく雇用数、恒久資産額、または払込済み登録資本を有する商品製造事業、サービス事業、卸売事業、小売事業、もしくはその他の事業を意味する。

「ファンド金(グン・ゴントウン)」とは、

- (一) 払込済み資本金
- (二) 銀行が受け取った株式払込剰余金分
- (三) 銀行の株式を購入するための権利書発行により銀行が得た金銭
- (四) 純益から配分した準備金
- (五) 配分後の剰余純益
- (六) 資産評価による準備金
- (七) 五年超の期間の劣後債発行により銀行が得た金銭

「金融証券(トラーサーン・ターン・ガーンゲン)」とは、手形、社債、公債、及び理事会が定めたその他の証券を意味する。

「会社(ポリサット)」とは、株式会社及び公開株式会社を意味する。

「理事会(カナカマカーン)」とは、タイ国中小企業開発銀行理事会を意味する。

「理事(カマカーン)」とは、タイ国中小企業開発銀行理事を意味する。

「総裁(ブージャッカーン)」とは、タイ国中小企業開発銀行総裁を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第五条

財務大臣及び産業大臣を本法令の主務大臣とし、それぞれの権限義務に係るところにおいて、本法令に基く省令及び布告制定権限を付与する。

省令及び布告は官報で告示した時に施行することができる。

## 第一章

### 設立

## 第六条

「タイ国中小企業開発銀行」と呼ぶ銀行を設置する。

銀行は法人とする。

## 第七条

銀行は本店をバンコク都もしくはその近隣県に置き、支店もしくは代表事務所を王国の内外に設置することができる。ただし王国外における支店もしくは代表事務所の設置に当たっては事前に大臣の許可を得なければならない。

## 第八条

銀行の株式額面総額を一〇〇億パーツとし、一株額面一〇〇パーツで一億株を発行する。銀行は株式を財務省、金融機関もしくは他の者に販売する。このとき銀行の付属定款(コー・バンカップ)で定められたところに従う。

## 第九条

銀行が株式価額もしくは額面価額の変更を必要とする場合は、株主の決議によってこれをなすことができる。

## 第一〇条

株主の責任は自己の保持株式価額だけに制限される。

## 第二章

### 目的

## 第一一条

銀行は融資、保証、出資、助言、提案、もしくは本法令の規定に基づくその他の必要なサービスを提供することによって、中小企業の設立、事業遂行、拡張もしくは改革を開発、振興、助力、及び支援する事業を営む目的を有する。

## 第一二条

銀行は第一一条に基づく目的の範囲内において事業を遂行する権限を有する。その権限には以下も含む。

- (一) 有担保・無担保を問わず中小企業に資金を融資する、もしくは共同融資する
- (二) 中小企業に出資する
- (三) 金融、テクニク、学術、生産開発、マーケティング、経営、管理面で中小企業に助言し、中小企業が金融、経営、管理またはテクニク面に係るサービスを受けられるよう支援する
- (四) 銀行の業務遂行で使用するための資金を調達する
- (五) 所有権もしくは占有権を保持する、あるいは物権保持、購入、調達、売却、販売、賃借、賃貸、割賦購入、割賦供与、貸借、貸与、抵当設定または抵当引受、質入または質受、債務弁済における担保としての使用または債務弁済における担保引受、交換、譲渡、譲受、代理、仲介、あるいは財産もしくは請求権、委任者のいる財産に係る行為
- (六) 銀行の事業遂行に必要なだけの他の金融機関への預金口座維持
- (七) 債務保証
- (八) 金融証券の発行
- (九) 手形引受、手形保証、手形指図
- (一〇) 金融証券の購入、割引購入または割引購入取次、販売、割引販売または割引販売取次、あるいはその証券における受益者の請求権の譲受
  - (一一) 資金融資、購入、割引購入、割引購入取次、保証、その他のサービスによる利息、割引料、手数料及びその他サービス料の請求
  - (一二) 外国為替事業
  - (一三) 大臣から承認を得ての、銀行の事業に直接利益となる事業会社の設立
  - (一四) 銀行が定め告示した金利レートによる請求時払い、もしくは期限払いの預金引受。ただし一般民衆からの預金引受は内閣から事前に承認を受けなければならない
  - (一五) 政府機関もしくは国営企業が銀行にいずれかの者からの支払い、請求、徴収を委任したところの支払い、請求、徴収のための政府機関もしくは国営企業の代理人業務、あるいは銀行の定款に基づいた当該行為のための他者の代理人業務
  - (一六) 理事会が適当と判断したところに基づく銀行の出資残高の収入への組み込み
  - (一七) 銀行の従業員、雇員、もしくはその家族へのしかるべき福利厚生
  - (一八) 商業銀行もしくは金融機関が中小企業に提供する慣習的なその他の形を取った信用供与または金融サービス
  - (一九) 銀行の目的成就に向けたその他の業務

## 第一三条

銀行が以下の行為をなすことを禁じる。

(一)銀行の理事、経営役員もしくは総裁がパートナー、または取締役、株主になっている事業、あるいは直接的、間接的に利害関係を有する事業への投資

(二)以下の者、パートナーシップもしくは会社への信用供与もしくは保証、あるいは以下の者、パートナーシップ、会社が振出人または発行者となっている手形の保証、引受もしくは指図

(a)理事、経営役員もしくは総裁

(b)理事、経営役員もしくは総裁の配偶者

(c)理事、経営役員もしくは総裁の未成年の子

(d)(a)もしくは(b)または(c)に基づく者がパートナーになっている普通パートナーシップ

(e)(a)もしくは(b)または(c)に基づく者が無限責任パートナー、または全資本の合計三〇%超の責任を有する有限責任パートナーになっている有限パートナーシップ

(f)(a)もしくは(b)または(c)に基づく者、または(d)、(e)に基づくパートナーシップが払込済み全株式数の合計三〇%超の株式を保有する会社

(g)(a)もしくは(b)または(c)に基づく者、または(d)、(e)に基づくパートナーシップ、あるいは(f)に基づく会社が払込済み全株式数の合計三〇%超を保有する会社

(三)銀行の理事、経営役員、総裁、従業員、雇員に対し仲介料、もしくは銀行の事業上の行為あるいは営業による報酬として、金銭を支払う、または財産を供与する。ただし会議手当、大臣が定めるところに基づく報酬、大臣が定めた年度褒賞、あるいは銀行の定款に基づく月給、その他の金銭を除く

(四)以下を除く不動産の購入もしくは取得

(a)事業地として使用する目的から、あるいは銀行の総裁、従業員及び雇員が銀行の事業のために利用する目的からの購入、取得

(b)債務弁済、担保権実行による取得、または銀行への抵当、担保である不動産の競売による購入、取得

(b)に基づき銀行のものとなった不動産は銀行が取得した日から五年以内に、あるいは大臣から許可を得たところに基づくそれ以上の期間内に売却しなければならない。ここに大臣が(a)に基づく事業地として許可した場合を除く

前段に基づく不動産の売却は競売方法により、あるいは理事会が適当と判断したそれ以上に有利な別の方法によりこれをなす

### 第三章

#### 理事会及びその運営

#### 第一四条

一人の理事長、及び株主総会で選出された九人以下の理事、及び総裁を地位に基づく理事とする「タイ国中小企業開発銀行理事会」と呼ぶ一理事会を置く。

理事会は総裁、副総裁、もしくは総裁捕を理事会の書記に任命する。

#### 第一五条

以下のいずれかの様態を有する者は理事長または理事になることを禁じる。

- (一) 銀行の従業員または雇員である。ただし総裁は除く
- (二) 破産者である、または破産者だったことがある
- (三) 最終判決で禁固刑を受けたことがある。ただし過失罪、または軽犯罪であるときはその限りではない
- (四) 営業許可書を取り消された銀行もしくは金融機関で、許可書取消の事由となった行為をなした、または行為に関係した取締役、頭取、副頭取、頭取捕だったことがある
- (五) 政治職公務員である、政党の役員または政党に地位を有する者である
- (六) 無能力者または準無能力者である

#### 第一六条

理事の任期は一期三年とする。

すでに任命された理事の任期がまだ残っている間に新たに理事が選出された場合、新たに選出された理事の任期は旧理事の残り任期と同じとする。

第一段に掲げた任期が満了した後、新たな理事の選出がないときは、任期切れで退任した理事が新たな理事の選出があるまで継続してその任に留まる。

任期満了で退任した理事は再任することができるが、連続二期までとする。

#### 第一七条

第一六条に基づく任期による退任のほかに、理事は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 第一五条に基づく禁止様態を有する者になった
- (四) 株主総会で総会に参加した全株主の株式数の過半数をもって解任を決議した
- (五) 二〇条への違反行為をなした

#### 第一八条

任期満了以外の事由で理事に空席が生じた場合、理事会は第一五条に基づく禁止様態にない者を理事会会議で代わりの理事に選出する。ただし理事の残り任期が六〇日未満であるときはその限りではない。

第一段に基づく理事会の決議は残有理事数の四分の三以上の票数によってなさなければならない。

第一段に基づき代わりの理事になった者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

#### 第一九条

理事会の会議は全理事の半数以上の出席をもって成立する。理事長が会議を欠席した、または任

務を遂行できないときは、会議に出席した理事が一人の理事を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってする。理事一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

## 第二〇条

会議で審議する件について直接・間接の利害関係を有する理事は、理事会に自己の利害関係を知らせ、その件について審議する会議に参加することはできない。

## 第二一条

理事会は第一一条に基づく目的の範囲内で銀行の事業の方針を定め、管理監督する権限義務を有する。その権限義務には以下も含む。

- (一) 銀行の株式についての規則制定
- (二) 現金貸出、債務保証、様々な金融機関への手形販売・割引販売、質受、抵当引受、その他銀行の営業についての規則制定
- (三) 銀行の経営及び事業運営に係る規則制定
- (四) 人事、報酬、及びその他の銀行の費用に係る規則制定
- (五) 銀行の調達、雇用、財務、財産、会計、内部監査に係る規則制定
- (六) 銀行の従業員、雇員、及びその家族の福利厚生についての規則制定
- (七) 銀行の支店もしくは代表事務所の開設

## 第二二条

理事会は経営役員会会長、及び三人以下の経営役員からなる経営役員会を任命し、総裁を地位に基づく経営役員とする。

第一段に基づき理事怪が任命した経営役員の任期は二年とし、第一五条、第一六条第二段、第三段、第四段、第一七条、第一九条、第二〇条の内容を経営役員会の禁止様態、就任、退任、会議、職務遂行に準用する。

## 第二三条

理事会は以下の資格を有し、かつ禁止様態にない者を選出し、総裁に任命する。

- (一) タイ国籍を有する
- (二) 理事会が定めた原則及び期間に基づく経営面での経験を有する
- (三) 銀行業、経済、工業もしくは法律に係る知識または専門性を有する
- (四) 第一五条(二)(三)(四)(五)もしくは(六)に基づく禁止様態にない、かつ
- (五) 公務員、国営企業職員、その他の従業員または雇員ではない

就任、退任、試用におけるその他条件の規定もしくは総裁職務の遂行及びその評価は理事会が定めた雇用契約に従う。雇用期間は一期四年以下とし、雇用契約が満了した時、理事会は雇用契約を

延長することができる。ただし連続二期までとする。

総裁の雇用において、理事長が銀行の名において雇用契約に署名する。

#### 第二四条

経営役員会は銀行の業務における方向性及び方法の設定で権限義務及び責任を有し、理事会が定めた方針及び目標に従う。このとき第二五条に基づく総裁の権限義務を侵してはならない。

経営役員会は三ヶ月ごとに理事会に対し業績報告をしなければならない。

#### 第二五条

総裁は理事会もしくは経営役員会が定めた目的、方針及び規則に従い銀行の事業を運営する権限義務を有する。

#### 第二六条

総裁は銀行の従業員及び雇員の統率者であり、銀行の付属定款に基づく権限義務を有する。

#### 第二七条

外部の者に係る事業において、総裁は銀行の代表者となり、そのために総裁は銀行の従業員もしくは雇員に、ある事業において代行を委任することができる。ただしこのとき銀行の付属定款に従わなければならない。

#### 第二八条

総裁の地位が空席になっている、もしくは総裁が一時的に職務を遂行できない時、副総裁が総裁代理または総裁代行となる。

副総裁がない、もしくは副総裁が職務を遂行できない場合は、理事会が銀行の付属定款で規定されたところの地位、職位の銀行の従業員一人を総裁代理または総裁代行に任命する。

総裁代理または総裁代行は総裁と同一の権限義務を有する。

#### 第二九条

銀行の管理監督及び内部監査に資するために、理事会は五人以下から成る監査役会を設置し、銀行の事業遂行及び総裁の職務遂行を監査させることができる。監査役会はこのとき、理事会の委任したところに従う。

#### 第三〇条

銀行が予算法に基づく国営企業の地位にある間は、理事長、理事、執行役員は大臣が定めたところに基づき会議手当もしくはその他の報酬を受け取る。



### 第三一条

理事もしくは執行役員は第一三条に基づく違反によって銀行が被った損害に対し責に任じる。ただしその行為が取締役会の決議によらないでなされたと証明できる時、もしくは取締役会の会議で反対し、議事録に残されているとき、あるいは議事録が認証された日から三日以内に会議の議長に対し反対意見書を提出していたときはその限りではない。

## 第四章

### 監督・事業遂行・管理

### 第三二条

銀行が予算法に基づく国営企業の地位にある間は、大臣が銀行の事業を一般監督する権限義務を有する。このために大臣は銀行に対し事実関係の説明、意見表示、報告をさせ、政府の政策もしくは内閣決定に反する銀行の行為を中止させる命令権限、及び監督原則の規定権限、政府の政策もしくは内閣決定に基づく執行を銀行に命じる権限、銀行の業務にかかる事実関係の検査を命じる権限を有する。

銀行が予算法に基づく国営企業の地位にない時、財務大臣は銀行の経営安全性の原則を定める権限、銀行の事業、資産及び負債を検査する権限を有する。ここに財務大臣はタイ中央銀行に当該執行の全部または一部を委任する命令を下すことができる。

### 第三三条

銀行は省令が定めた原則及び方法に基づく資産、負債または拘束義務との比率でファンド金を維持する。

### 第三四条

銀行が第三二条に基づく大臣の命令に従った業務遂行で、もしくは銀行が政府との間で結んだ合意に従った業務遂行で損害を被った場合、財務省は内閣の承認を得て、かつ次予算年度に当該損害補償請求を提出した時、銀行に対する相当の損害補償を審査する。

## 第五章

### 株主総会

### 第三五条

理事会は以下を審議するため、会計年度期末日から一二〇日以内に年次株主総会を開く。

- (一) 銀行の年次経営報告
- (二) 貸借対照表、損益計算書の承認
- (三) 純利益の配分の承認

- (四) その年の会計監査人の任命
- (五) 理事選出
- (六) その他の件

#### 第三六条

理事会は適当な時にいつでも臨時株主総会を召集することができる。

#### 第三七条

年次株主総会及び臨時株主総会は販売済み全株式数の三分の一以上の株式数を有する株主もしくは株主の代理人の出席をもって成立する。

### 第六章

#### 現金貸出

#### 第三八条

中小企業への現金貸出は銀行の規約に従う。その規約では貸出先の形態、借入の目的、返済期間、借入金の最高額、担保の有無・免除、貸出金利、弁済、もしくは関係するその他の件について定める。

### 第七章

#### 資金調達

#### 第三九条

銀行の業務のための資金調達において、銀行は以下の権限を有する。

- (一) 理事会が適当と判断したところに基づき資金を借り入れる
- (二) 金融証券の発行
- (三) 銀行の付属定款に基づく他の金融機関への現金手形の販売もしくは割引販売
- (四) 政府もしくはその他からの助成金受取

#### 第四〇条

銀行が予算法に基づく国営企業である間、銀行は政府に対し国内外の資金源からの借入に保証をつけるよう求めることができるが、銀行が政府に保証を求める借入金額は、政府が保証した借入元本を合計した時に銀行のファンド金の一二倍以下でなければならない。

第一段に基づく借入の合計額を知るために外貨の計算は、契約日にタイ中央銀行の発表に基づく交換率を使ってパーツ換算する。

### 第八章

## 利益配分

### 第四一条

年次純利益は配当、第三条に基づく年次褒賞、準備金のための支払いに配分した後に積立金勘定に組み込む。

### 第四二条

配当金支払いごとに銀行は、支払った配当金の半分以上を準備金として純利益から配分する。

第一段に基づく準備金が払込済み株式金額と同じかそれ以上になった時、銀行は準備金としての配分を停止する、あるいはその金額を減らすことができる。

## 第九章

### 会計監査と報告

### 第四三条

理事会は銀行の会計監査を少なくとも年一回実施させる。

### 第四四条

毎年の会計年度期末日から一五〇日以内に、理事会は会計監査人が保証した貸借対照表と損益計算書を、銀行の年次事業報告書と共に株主総会に提出する。

### 第四五条

銀行は株主総会で承認された年次事業報告書、貸借対照表、損益計算書を、毎年の会計年度期末日から一八〇日以内に内閣と国会に提出する。

第一段に基づく報告には前年度の銀行の業績、今年度の銀行の方針、計画に係る説明も含む。

## 第一〇章

### 雑則

### 第四六条

銀行の準備が整い、万全だと理事会が判断し、株主が承認決議した時、理事会は内閣承認を求めて大臣にその判断を提出する。このときパブリックカンパニー法における株式の一般公募、株式及び株主、株主総会、会計及び報告、社債の規定を銀行にも準用する。

## 第一一章

### 経過規定

#### 第四七条

本法令の施行日に、仏暦二五三四年小規模産業金融公社法令に基く小規模産業金融公社が有していた事業、資産、負債、資本、利益積立金、準備金、権利と義務は、銀行に移管される。

第一段に基づき移管された資本は銀行の株式額面金額とし、小規模産業金融公社の株主は第一段に基づき移管された株式数に従い銀行の株主となる。このとき小規模産業金融公社の株券は、新たに株券が株主に発行されるまで銀行の株券であるとみなす。

#### 第四八条

当初においては小規模産業金融公社の理事会が理事会としての職務を果たし、本法令の施行日から三〇日以内に理事会を選出するため株主総会を召集する。

理事会が選出された時、第一段に基づく小規模産業金融公社理事会の権限義務は終了する。

#### 第四九条

当初においては小規模産業金融公社総裁を、小規模産業金融公社と結んだ雇用契約に基づく就業、退任、雇用打ち切り、業績評価の条件、及び賃金もしくはその他の利得に係る規定を有する銀行の総裁とし、本法令に基く銀行の総裁への変更は退任とはみなさず、小規模産業金融公社総裁としての勤務期間は銀行総裁としての勤務期間であるとみなす。

#### 第五〇条

小規模産業金融公社の従業員及び雇員は銀行の従業員または雇員とし、以前に得ていたのと同じ月給、賃金、報酬、福利厚生、その他報酬を得るが、銀行は本法令の施行日から一二〇日以内に当該人物の新たな職位、月給水準、賃金、報酬、福利厚生、その他報酬を規定する。

本法令に基づく銀行の従業員または雇員への変更は退任とはみなさず、小規模産業金融公社の従業員または雇員としての勤務期間は銀行の従業員または雇員としての勤務期間であるとみなす。

#### 第五一条

仏暦二五三〇年厚生年金基金法令に基づき設立登録した小規模産業金融公社の厚生年金は継続し、本法令に基づき設立された銀行が使用者の地位を有する。

(おわり)